

鹿角市政策研究所設置要綱

(設置)

第1条 地域の活性化及び市民福祉の向上を図ることを目的として、未来を見据えた創造力ある政策に関する調査研究を行い、市長に提言することを目的として、鹿角市政策研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 研究所は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の政策に関する調査研究に関すること。
- (2) 市の政策及び施策の提言に関すること。

(組織)

第3条 研究所は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 事務局長
- (4) 主任研究員
- (5) 研究員
- (6) 政策アドバイザー
- (7) 専門アドバイザー

2 所長は副市長の職にある者を、副所長は総務部長の職にある者を、事務局長は政策企画課長の職にある者を、主任研究員は政策企画課総合戦略室長の職にある者を、研究員は政策企画課総合戦略室員をもって充てる。

3 前項の規定に関わらず、市長は、次に掲げる者を研究員に任命することができる。

- (1) 研究員を希望する職員で所属長の承認を得たもの
- (2) 研究所の研究テーマに関係する職員で所属長が推薦するもの

4 政策アドバイザーは、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 専門アドバイザーは、必要の都度、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(職務)

第4条 所長は、市長の命を受け、研究所の所掌事務を統括するとともに、所属職員を指揮監督し、市長に対して調査研究の報告並びに政策及び施策の提言を行う。

2 副所長は、所長の命を受け、所長を補佐し、所長の職務を代理する。

3 事務局長は、所長及び副所長の命を受け、研究所の所掌事務の管理を行う。

4 主任研究員は、事務局長の命を受け、研究員の指導を行う。

5 研究員は、事務局長及び主任研究員の命を受け、研究所の所掌事務を行う。

6 政策アドバイザー及び専門アドバイザーは、専門的知見を活かし、研究所の所掌事務に関し、発案し、及び調査研究の指導を行う。

(かづの未来会議)

第5条 研究所の所掌事務のうち、市の政策の中長期的な方針に関する事項について市民の意見を聴くため、市民会議を設置することができる。

2 前項の市民会議の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の提供)

第6条 研究所の研究成果は、公表するものとする。

(庶務)

第7条 研究所の庶務は、政策企画課総合戦略室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。